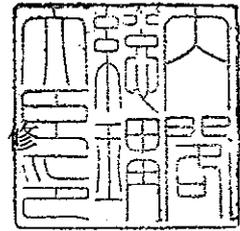


府政科技第674号
平成23・10・28資第4号
平成23年11月4日

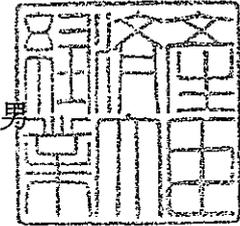
原子力損害賠償支援機構
理事長 杉山 武彦 殿

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫 殿

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 藤村



経 済 産 業 大 臣 枝野 幸男



特別事業計画の認定について

平成23年10月28日付けで申請があった標記の件については、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）第45条第1項の規定に基づき認定する。

特別事業計画

—「親身・親切」な賠償の実現に向けた「緊急特別事業計画」—

平成23年10月28日

原子力損害賠償支援機構

東京電力株式会社

1. 本計画の前提	3
2. 原子力損害の賠償	6
(1) 原子力損害の状況	6
①原子力損害の発生経緯	6
②原子力損害の様態	8
③原子力損害収束についての今後の見通し	10
④原子力損害に係る実用発電用原子炉の適切な処理のための措置に 関する事項	12
(2) 要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施の ための方策	13
①要賠償額の見通し	13
②損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策	14
3. 東京電力の事業運営に関する計画	22
(1) 事業及び収支に関する中期的な計画	22
①事業運営の基本的方針	22
②特別事業計画の確実な履行の確保	22
③収支の見通し	23
(2) 経営の合理化のための方策	27
①設備投資計画等の見直し	27
②コスト削減の徹底	28

③資産等の売却	33
(3) 原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための 東京電力による関係者に対する協力の要請その他の方策	36
①金融機関に対する協力の要請	36
②株主に対する協力の要請	37
(4) 事業の円滑な運営確保のための方策	38
(5) 経営責任の明確化のための方策	39
4. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項	40
(1) 資産の状況	40
(2) 収支の状況	40
5. 資金援助の内容	41
(1) 東京電力に対する資金援助の内容及び額	41
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の 財源に関する事項	41
6. 機構の財務状況	41

1. 本計画の前提

①現状認識

本年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴って発生した東京電力株式会社（以下「東電」という。）福島第一原子力発電所の事故は、我が国の歴史上未曾有の原子力損害を生じさせることとなり、福島県に暮らす方々をはじめとする多くの国民に甚大な被害をもたらした。

依然として事故は完全に収束していない。避難を余儀なくされた方々の多くは未だ御帰宅することもかなわず、被害を受けた地域の経済も、復興に向けた道のりの途上にあつて、数多くの困難に直面したままである。

こうした状況を打開するための第一歩は、原子力損害の被害に遭われた方々の目線に立った「親身・親切」な賠償を直ちに実現し、事故前の営みを取り戻すための確かな足がかりをつかんでいただくことである。

十分な賠償が実施されない状況が続けば、被害に遭われた方々の苦痛は日々募っていき、不安はますます膨らんでいく。東電、そしてその賠償資金支払いを下支えする役割を担う原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）にとって、もはや一刻の猶予も許されない。

他方で、賠償費用や廃炉費用等の総額を合理的に見積もることは現時点では困難であり、今後漸次明らかになっていくことが見込まれる。また、東電の経営合理化の本格化に向けては、一定の期間をかけて、経営・財務のより綿密な評価・検討を行う必要がある。

②迅速な賠償の実現と改革の着手 ～「緊急特別事業計画」の策定～

こうした認識の下、東電及び機構は、緊急に取り組むべき以下の事項を、直ちに実行に移す。

- ・まず、被害者本位で、請求手続きの抜本的な改善やきめ細やかな相談対応を実施するとともに、資金援助によって賠償金の支払いを確実なものとし、賠償に関する被害に遭われた方々の安心を確保する。
- ・同時に、国民の理解を確保し、その負担を最小化するために、不断の自己改革を進める体制を構築し、東電の経営・財務の透明性を高めるとともに、退路を断って、経営の合理化の徹底に向けた具体的な道筋を明らかにする。

本計画は、これらの当面の課題を、「緊急特別事業計画」としてとりまとめたものである。

③改革の本格化段階 ～「総合特別事業計画」の策定～

本計画の策定後、東電及び機構は、これに従って、徹底した経営合理化を敢行していく。同時に、東電の経営・財務に関する徹底的な評価・検討を進め、経営合理化のさらなる深掘りを進めていく。一方で、今後、賠償費用等の見積もり評価の確度が高まっていくことが予想される。

こうした状況を踏まえ、来春を目途に、本計画を改訂した「総合特別事業計画」を策定することとする。「総合特別事業計画」においては、今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足る財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、東電の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行うこととする。

④委員会報告における指摘事項の徹底的な実行

東京電力に関する経営・財務調査委員会（以下「委員会」という。）報告では、総括的な課題として、「調査分析結果を受けての意見」及び「東電改革と関連するいくつかの課題」を挙げている。

東電及び機構は、これらの指摘事項も念頭に置きつつ、本計画、及びこれを改訂する「総合特別事業計画」の期間を通じて、委員会報告において実施すべきとされた経営改革の取り組みを、徹底して実行に移す。

この方針の具体化に向けて、別添の「東京電力に関する経営・財務調査委員会報告を踏まえた合理化策等の対処方針」に示すとおり、事項ごとの対応内容・作業スケジュールを明らかにする。

これらの事項については、「総合特別事業計画」の策定に向けてさらなる精査・深掘りを進め、同報告に示された「10年間で2兆5,455億円」を超えるコスト削減を達成する。

また、機構は、被害に遭われた方々からの御要望の実現や、東電の合理的な経営のあり方を描く観点から、必要に応じて、政府に対しても被害に遭われた方々への支援の仕組みやエネルギー制度の改正等、必要な措置の検討を要望していくこととする。

【参考】東京電力に関する経営・財務調査委員会報告 『I はじめに』（一部要約）

3 調査分析結果を受けての意見

- (1) 制度由来の事業運営の非効率性のほか、高い報酬の支払い等が目立つ。
- (2) 東電の直面する資金負担は膨大で、機構による一定の管理が必要と思われる。

- (3) 支援方策を講じるにあたっては、国民負担を抑えるために、負担金を支払い続けることが可能となるよう見積もるべき。
- (4) 経営合理化に際しては、安定供給等に必要で良質な人材の確保等にも配慮すべき。
- (5) 企業体質・文化を転換し、透明性が高い新しい企業文化を育てるべき。

4 東電改革と関連するいくつかの課題

- (1) 東電の関連組織の調査・分析など委員会報告で取り上げていない課題がある。
- (2) バックエンド費用や燃料の効率的調達の仕事について検討が必要。
- (3) 制度全般の見直しの中で、経営体としての東電のあり方の抜本的見直しが課題。
- (4) 電気料金の引き上げについては、国民負担最小化の観点から検討されるべき。

2. 原子力損害の賠償

(1) 原子力損害の状況

①原子力損害の発生経緯

平成23年3月11日、東電福島第一原子力発電所では、1号機、2号機及び3号機の原子炉が運転中であつたが、同日14時46分に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震を受け、上記各原子炉は運転を緊急自動停止した。

同時に、地震によってすべての外部電源が失われたことを受け、非常用ディーゼル発電機が起動し、一旦は、原子炉の安全維持に必要な電源が確保された。しかしながら、地震後に襲来した津波により、多くの冷却用海水ポンプ、非常用ディーゼル発電機及び配電盤が冠水したため、6号機の1台を除くすべての非常用ディーゼル発電機が停止した。その結果、6号機を除き、全交流電源喪失の状態に陥った。

また、津波による冷却用海水ポンプの冠水により、原子炉内部の残留熱を海水に逃すための残留熱除去系や、多数の機器の熱を海水に逃すための補機冷却系が機能を喪失した。

さらに、1号機、2号機及び3号機では、交流電源を用いるすべての炉心冷却機能が失われ、交流電源を用いない炉心冷却機能までも停止したことから、緊急の対処策として、消火系ラインによる淡水又は海水の代替注水を応用し、消防車を用いた注水を実施した。しかしながら、1号機、2号機及び3号機について、それぞれ原子炉圧力容器への注水ができない事態が結果として一定時間継続したため、各号機の炉心の核燃料が水で覆われずに露出した。これにより、燃料棒被覆管が損傷し、燃料棒内にあった放射性物質が原子炉圧力容器内に放出されるとともに、燃料棒被覆管等のジルコニウムと水蒸気との化学反応により大量の水素が発生し、原子炉圧力容器の減圧の過程でこれらの放射性物質や水素が格納容器内に放出されるに至った。

また、原子炉圧力容器内で水が水蒸気となり、格納容器の内圧が徐々に上昇した。そこで、格納容器が圧力により破損することを防ぐため、1号機、2号機及び3号機について、格納容器内部の気体をサプレッションチェンバーの気相部から排気筒を通じ大気中に逃す操作である格納容器ウェットウェルベントを数回試みた。

1号機及び3号機では、格納容器から漏えいした水素が原因と思われる爆発が原子炉建屋上部で発生し、それぞれの原子炉建屋のオペレーションフロアが破壊された。なお、4号機については、定期検査のために停止していたところ、3月11日の地震及び津波により全交流電源を喪失し、3月15日、3号機から回り

込んできた水素によると思われる原子炉建屋の爆発が発生し、オペレーションフロアが破壊された。

上記の経緯等により、東電福島第一原子力発電所の原子炉が冷却できない状態が続いた場合に備えた措置として、政府による対象区域住民の方々への避難等の指示等、航行危険区域等の設定、飛行禁止区域の設定及び農林水産物等の出荷制限指示等がなされた。

そのため、上記指示等に伴う損害、放射性物質に曝露した財物価値の喪失に係る損害、さらに、いわゆる風評被害や間接被害等の損害が生じるに至っている。

【政府による避難指示等の概要】

3月11日	半径3km圏内の避難指示（福島第一） 半径3km～10km圏内の屋内退避指示（福島第一）
3月12日	半径10km圏内の避難指示（福島第一） 半径3km圏内の避難指示（福島第二） 半径3km～10km圏内の屋内退避指示（福島第二） 半径10km圏内の避難指示（福島第二） 半径20km圏内の避難指示（福島第一）
3月15日	半径20km～30km圏内の屋内退避指示（福島第一）
4月21日	半径20km圏内の警戒区域設定指示（福島第一） 避難区域を半径10km圏内から半径8km圏内に変更指示（福島第二）
4月22日	半径20km～30km圏内の屋内退避解除指示（福島第一） 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定指示
6月30日	伊達市における特定避難勧奨地点の設定
7月21日	南相馬市における特定避難勧奨地点の設定
8月3日	川内村における特定避難勧奨地点の設定 南相馬市における特定避難勧奨地点の設定（追加）
9月30日	緊急時避難準備区域の解除指示

②原子力損害の様態

原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」という。）は、本年8月5日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）を策定した。

これを受けて、東電は、中間指針に沿って原子力損害の項目ごとの賠償基準を定めた。このうち、主な損害項目は次表のとおりである。

政府による避難等の指示等に係る損害	
	検査費用（人）
	避難費用
	一時立入費用
	帰宅費用
	生命・身体的損害
	精神的損害
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
	検査費用（物）
	財物価値の喪失又は減少等
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害	
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害	
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
	検査費用（物）
その他の政府指示等に係る損害	
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
	検査費用（物）
風評被害	
	農林漁業・食品産業の風評被害
	観光業の風評被害
	製造業、サービス業等の風評被害
	輸出に係る風評被害
間接被害	
放射線被曝による損害	

なお、現在、紛争審査会では、追加的な指針の策定に向けて、自主的避難に係る費用及び除染費用等について、どの範囲までが今回の事故との間に相当因果関係を有する原子力損害であるかについて検討が行われており、今後、新たな損害項目についても賠償の指針が示される見込みである。

また、中間指針や紛争審査会が今後策定する指針には当てはまらないものの、今回の事故との間に相当因果関係を有する原子力損害は存在し得る。東電は、これらの原子力損害についても、真摯に対応し、適切な損害賠償の措置を講じる。

③原子力損害収束についての今後の見通し

東電は、本年4月17日、事故の収束に向け、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（以下「ロードマップ」という。）を公表した。ロードマップでは、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することを通じて、避難住民の方々の御帰宅の実現及び国民生活における安心の確保に全力で取り組むという基本的考え方の下、以下の目標を設定した。

ステップ1	放射線量が着実に減少傾向となっている （目標達成時期の目安：3か月程度）
ステップ2	放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている（目標達成時期の目安：ステップ1終了後、3～6か月程度）

ステップ1については、原子炉を冷却するための循環注水冷却システムなど、事故収束に向け必要な設備を順調に構築・復旧した結果、7月19日に目標を達成し、ステップ2に移行した。

その後、循環注水冷却システムからの注水（2、3号機については給水系に加えて炉心スプレイからも注水）を行った結果、10月15日時点で、原子炉圧力容器底部温度はいずれの号機も100℃以下に到達し、また、格納容器からの放射性物質の放出量は約1億ベクレル/時（発電所敷地境界の被曝線量を最大で約0.2ミリシーベルト/年〔暫定値〕）と評価しており、安定した原子炉の状態とされる「冷温停止状態」に近づいている。こうした状況の下、年内にはステップ2の目標を達成すべく取り組んでいる。

なお、ステップ2の目標が達成されることで、避難区域等の設定の解除や、解除にあわせて避難住民の方々の御帰宅の検討も開始されると考えられることから、現時点では損害状況を把握できず、賠償を開始できていない財物価値の喪失又は減少等に関する事項についても、損害状況を確認しつつ、適切な賠償を行っていく。

【当面の取り組みのロードマップ】

分野	課題	目標と対策	
		ステップ1	ステップ2
Ⅰ 冷却	原子炉の冷却	○安定的に冷却 ・循環注水冷却の開始 ・窒素充填	○冷温停止状態 (号機ごとの状況に応じて十分に冷却されている) ・ステップ1での諸対策を維持・強化
	使用済燃料プールの冷却	○安定的に冷却 ・注入操作の信頼性向上 ・循環冷却システムの復旧 ・(4号機)支持構造物設置	○より安定的に冷却 ・注入操作の遠隔操作 ・熱交換機能の検討・実施
Ⅱ 抑制	放射性物質で汚染された水(滞留水)の閉じ込め、保管・処理・再利用	○放射線レベルが高い水を敷地外に流出しないよう、十分な保管場所を確保 ・保管/処理施設の設置 ○放射線レベルが低い水を保管・処理 ・保管施設の設置/除染処理	○滞留水全体の量を減少 ・保管/処理施設の拡充 ・除染/塩分処理(再利用)等
	地下水の汚染拡大防止	○海洋への汚染拡大の防止 ・遮水壁の方式検討、遮水壁の設計・着手	
	大気・土壌での放射性物質の抑制	○建屋/敷地にある放射性物質の飛散を抑制 ・飛散防止剤の散布、瓦礫の撤去、1号機原子炉建屋カバーの設置、3、4号機原子炉建屋上部瓦礫撤去等	○建屋全体を覆う作業に着手(応急措置として)
Ⅲ モニタリング・除染	放射線量の測定・低減・公表	○モニタリングを拡大・充実し、公表	○本格的除染の検討・開始
Ⅳ 対策等	津波・補強・他	○災害の拡大防止	
		・(4号機燃料プール)支持構造物の設置	・各号機の補強工事の検討
Ⅴ 環境改善	生活・職場環境	○環境改善の充実 ・作業員の生活・職場環境の改善	
	放射線管理・医療	○健康管理の充実 ・放射線管理・医療体制の改善	
	要員育成・配置		○被曝線量管理の徹底 ・要員の計画的育成・配置の実施
中期的課題への対応			○政府策定の安全確保の考え方に基づく施設運営計画の策定

④原子力損害に係る実用発電用原子炉の適切な処理のための措置に関する事項

ステップ 2 の目標達成により、当面の取り組みが終了した後は、原子炉が安定した状態を維持・管理する新しいフェーズに移行する。

新しいフェーズにおいては、使用済燃料を取り出し、発生する放射性廃棄物を管理しつつ、廃止措置を行うという中長期的な取り組みに着手することとなる。このような取り組みには、過去の米国スリーマイル島発電所 2 号機（以下「TMI2」という。）の事故とその後の経過を踏まえれば、相当の長期間を要すると予想される。特に、今回の事故では、複数のプラントが破損したこと等から、TMI2 の事故への対応を越える作業手順と新たな研究開発を含む技術的対応が必要となることが見込まれる。

こうした中長期的な取り組みの着実な進展を促すため、原子力委員会に、本年 7 月、「東京電力(株)福島第一原子力発電所中長期措置検討専門部会」（以下「専門部会」という。）が設置され、今後のロードマップ及びその実現に向けて効果的と考えられる研究開発課題を取りまとめ、官民を挙げた研究開発体制を提案する等の作業が開始された。東電は、専門部会での検討内容等に基づいて、ステップ 2 以降の作業を進めていく。

また、原子炉の適切な処理を行う上で、作業員の安全の確保は重要な課題である。東電はこれまでに、作業前の除染・遮蔽や遠隔ロボットの導入等、作業環境の改善に取り組むとともに、作業時間の適正化を図り、作業員の被曝量の極小化に努めてきた。また、内部被曝量の測定等の被曝管理の徹底、休憩施設の整備、救急医療室の体制整備等、作業員の健康管理に取り組んできた。新しいフェーズにおいても、引き続き作業員の放射線管理や健康管理等に留意し、作業安全の確保に努める。

また、本年 10 月 3 日に、原子力安全・保安院は「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1～4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」」を発表した。この「考え方」では、新たな放射性物質の放出を管理し、放射線量を大幅に抑制するための項目を定めるとともに、その実現のために必要とされる安全確保の基本目標と要件を設定し、東電に対して計画的な対応を求めている。東電は、この基本目標を着実に達成することはもとより、その後もさらなる安全の確保に向けて万全の措置を講じる。

(2) 要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

①要賠償額の見通し

東電は、上記の中間指針に沿った賠償基準に基づき、現時点で可能な範囲において、合理性を持って確実に見込まれる賠償見積額を算定した結果を踏まえて、機構に対し、要賠償額の見通しを1兆109億800万円とする資金援助の申請を行った。

東電による賠償見積額の算定においては、中間指針の内容に加えて、政府及び東電が取り組んでいるロードマップのステップ2の目標達成時期、本年4月以降に政府の指示等により避難等をした方々を対象に東電が実施している損害賠償の仮払いの実績人数等を用いているほか、避難等の対象区域内の事業者数、就労人口や、各産業の平均所得、売上高、利益率などの統計データも活用し、現時点において合理的に見積もることが可能な金額を算定している。

上記の東電の賠償基準に示す損害項目の中には、被害の実態が把握できない、今回の事故との相当因果関係のある範囲がまだ明確にならない等、現時点では合理的な見積もりが難しく、当該算定の対象となっていないものもある。

これらの損害項目に関する状況把握の進展をはじめとして、被害者の方々の合意等によって個別具体的な損害賠償額が明らかになる等、現時点では合理的に見積もれない損害賠償額が明らかになる等の状況変化が生じた場合には、迅速な損害賠償に万が一にも支障が生じることのないよう、必要に応じて「緊急特別事業計画」の「要賠償額の見通し」について変更申請を行うこととする。

なお、委員会報告においては、機構が損害賠償額の全体像を予め把握し、十分な資金援助のための資金枠を準備するための一つの試算値として「要賠償額の見通し」が示されているが、この金額は、推計等を活用し、実際の損害額がそれを上回る可能性ができる限り発生しないよう多めに計算したものである旨が記載されている。本計画における「要賠償額の見通し」としては、個別の損害項目の性質を勘案し、現時点で合理性をもって確実に見込まれる金額として、東電が行った資金援助の申請金額を用いており、上記のとおり、今後、必要に応じて変更を行うこととしている。

②損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

機構の設立の目的、そして東電への資金援助の目的は、原子力損害賠償支援機構法（以下「機構法」という。）の第 1 条に掲げる「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施」である。

ここでいう「迅速かつ適切な賠償」とは、単に「請求を受けた金額を支払う」ということではなく、被害者の方々が直面する困難な状況を十二分に認識し、賠償の責任の大きさ、重さを自覚した上で、同じ目線に立って御要望を丁寧に受け止め、それを直ちに、着実に実行に移していく「親身・親切」な賠償のことである。

東電及び機構は、この旨を改めて肝に銘じ、それぞれの役割に応じた「親身・親切」な賠償の実行に向けて全力を尽くす。

i) 東電による対応

被害者の方々の不安を取り除くために、東電としてまずなすべきことは、一刻も早く今回の事故を収束させて状況を打開すること、そして迅速かつ適切な賠償を通じて、復興に向けた足がかりをつかんでいただくことである。

本計画の策定に当たり、東電は、これらの取り組みに向けてあらゆる努力を注ぎ、復興への礎を築いていく決意を新たにしたところである。

ア. これまでの対応

【賠償の基準】

前述のとおり、東電は、中間指針を踏まえ、本年 8 月 30 日に個人の方々に関する賠償基準を、9 月 21 日に法人・個人事業主の方々に関する賠償基準を策定した。また、交通費等の損害項目については、領収書がなくとも迅速な賠償が可能となるよう、賠償の目安となる標準額を設定した。

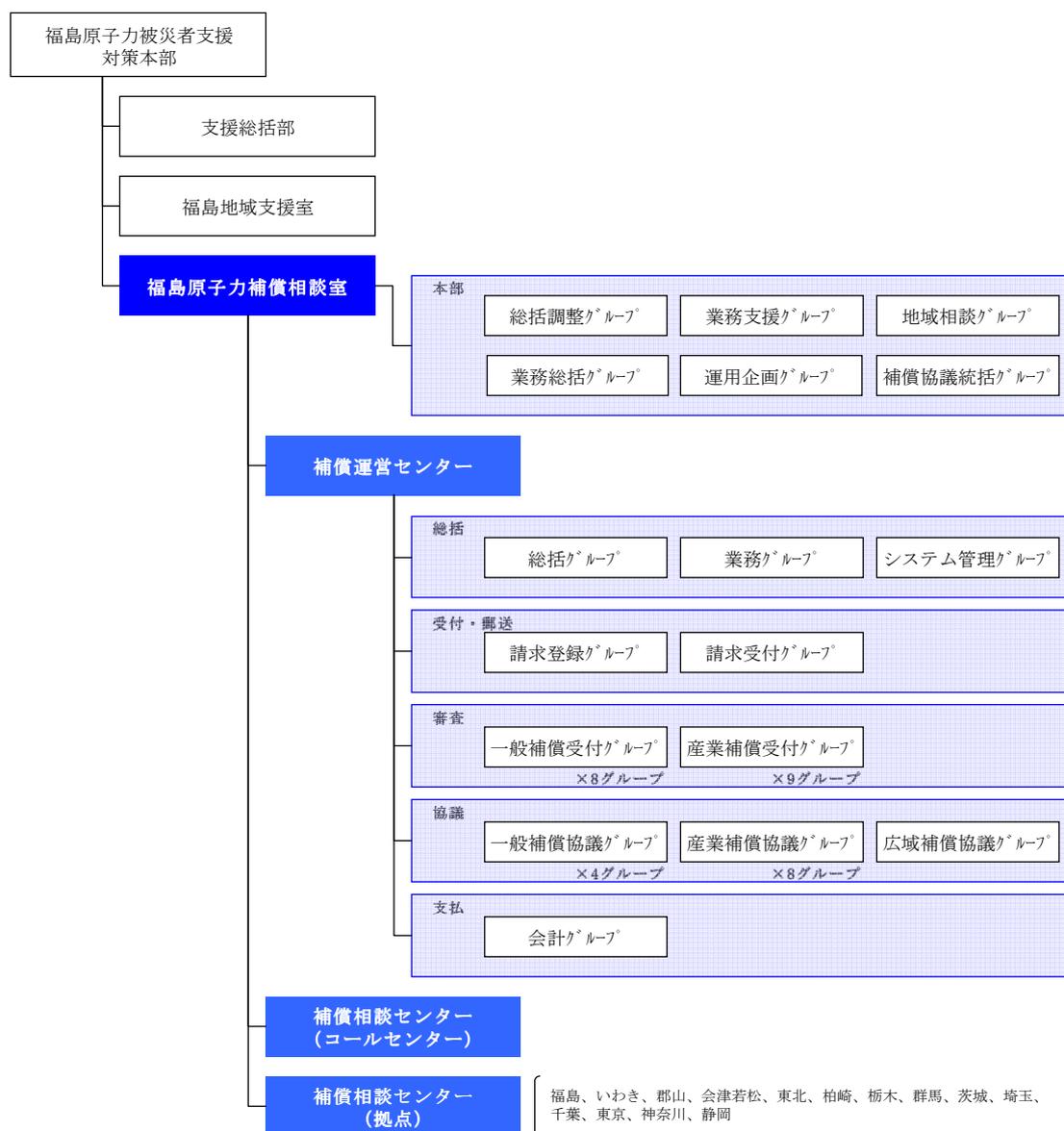
【賠償の組織体制】

東電は、本年 4 月 28 日、福島原子力被害者支援対策本部内に福島原子力補償相談室を設置し、以下の体制を整えた。

- ・ 請求関連手続きの一元的な受付窓口となる「補償運営センター」
- ・ 御意見・御相談を承る「補償相談センター（コールセンター）」
- ・ 現地で対応を行う「地域の補償相談センター」（計 14 拠点）

10 月 24 日時点で、総計 7,600 人規模の体制（派遣・委託を含む。）により賠償業務を実施している。

【組織の概要】



【福島原子力補償相談室の要員内訳（10月24日現在）】

	要員数	
本部	約 90 人	(約 90 人)
補償運営センター	約 4,900 人	(約 1,220 人)
補償相談センター (コールセンター)	約 900 人	(約 60 人)
補償相談センター (拠点)	約 1,700 人	(約 1,540 人)
合計	約 7,600 人	(約 2,910 人)

※カッコ内は社員数（再掲）

【賠償の業務運営】

被害者の方々の御事情を踏まえ、以下の方針により賠償を進めている。

- ・ 個人の方からは、世帯単位・複数の賠償項目をまとめて御請求いただき、請求書や領収書等を一括して確認。
- ・ 全損害項目の一括の御請求、一部の項目のみの御請求の両方を受け付け。合意に至った項目を先行お支払い、残る損害項目は、引き続き協議。
- ・ 中間指針に沿って、漏れのない請求を可能とするべく網羅的な請求書を作成するとともに、中間指針で示されていない種類の損害についても請求書を準備し、個別に御事情をお伺い。

また、福島県、福島県内 59 市町村をはじめとする自治体から、被害者の方々の御意見等の情報提供や御助言、周知活動への御助力、関係者の御紹介、社員の常駐場所の御提供等、様々な御協力を頂いている。

あわせて、農業協同組合（JA）・漁業協同組合（JF）・商工業団体・医療福祉関係団体・旅行業団体等をはじめとする関係団体からも、手続きの取りまとめ、業界固有の事情等の御教示、個別説明会の開催や相談窓口の設置等、様々な御協力を頂いている。

【請求書等の送付内訳】

（単位）個人：世帯、法人等：事業者数

	仮払い支払済み		被害概況申出書		合計	
	個人	法人等	個人	法人等	個人	法人等
請求書送付	60,105	7,306	3,463	305	63,568	7,611
案内書送付	----	----	18,685	6,936	18,685	6,936

【相談窓口の設置状況（10月13日現在）】

	相談窓口件数※		相談実績件数 （累計）
	実績	予定	
個人向け	約 130 箇所	約 50 箇所	約 15,500 件
法人・個人事業主向け	約 30 箇所	約 60 箇所	約 1,000 件

※相談窓口件数は、複数日開設している場合でも、1 箇所とカウント。また、個人向け及び法人・個人事業主向けの両方の御相談に対応している場合は、個人向けとしてカウント。

イ. 今後の対応改善 ～被害者の方々への「5つのお約束」～

上記のとおり、東電は、被害者の方々に対する十全な賠償を行うべく、対応体制の整備や、漏れのない内容の請求書の送付等の対応を行ってきたところである。

しかしながら、これまでの対応は被害者の方々の御要望に十分にお応えするものとはなっておらず、結果として、大きな痛手を被ったの方々に対し、さらなる御負担をおかけすることとなってしまった。

例えば、被害者の方々にお送りした「補償金ご請求のご案内」については全156ページ、請求書類については全46ページの分量となってしまう、請求書類に御記入いただく段階で、多大な御負担をおかけすることとなってしまった。

被害者の方々からは、「分厚くて内容が大部に過ぎるため、読む気がしない」、「難しい用語が多く、内容が分かりづらい」、「多くの書類を書かせることで損害賠償請求する気力を失わせる魂胆ではないか」等、強い御叱責を頂いている。

その他にも、日々お寄せいただいている様々な手続き改善の御要望に対して、東電全体として迅速な対応を行うことができおらず、被害者の方々に対してさらなる不安を与える結果となってしまっている。

こうしたことの原因は、被害者の方々の置かれた御立場、御心情に東電が思いを馳せることが不十分であったことにあり、「親身・親切」な賠償の基本が欠落していたと言わざるを得ない。

東電は、改めて被害者の方々にご心からお詫び申し上げますとともに、これまでの賠償実施のあり方を深く反省し、以下のとおり、被害者の方々に対して、「親身・親切な賠償のための5つのお約束」をさせていただきます。

5つのお約束

- 一 迅速な賠償のお支払い
- 二 きめ細やかな賠償のお支払い
- 三 和解仲介案の尊重
- 四 親切的書類手続き
- 五 誠実な御要望への対応

東電は、このお約束を確実に、誠実に実行に移すため、それぞれ以下の具体的な取り組みに直ちに着手することとし、被害者の方々に寄り添った賠償を実行に移していく。

【迅速な賠償のお支払い】

被害者の方々にとって、「請求をした後、いつになれば支払いが行われるのか」ということがわからなければ、その後の生活や事業に向けた段取りを組み立てることが困難である。

これまでは様々な御請求内容に丁寧に対応するため、手続きに一律に基準を設けることは困難であったが、今後は、工程管理の徹底を行い、以下の目安に従って、迅速・適切なお支払いをさせていただく。

- ・ 請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了
- ・ 合意書を御返送後1～2週間を目途にお支払い

※ただし、十分な賠償を実施させていただく上で、追加の御説明が必要な場合や、不足の書類等を確認させていただく期間が必要な場合には、この期間よりも長い御時間を頂くこともある。

これを可能とするため、補償運営センターにおいて、システム上で、受付から支払完了までの各工程の処理状況を確認し、迅速な手続き実施に向けた課題の特定・要因分析を恒常的に行った上で、随時、人員配置や業務内容の見直し等を行う。

【きめ細やかな賠償のお支払い】

被害者の方々が置かれている状況は様々であり、場合によっては、支払いの遅れが生活・事業活動に大きな影響を及ぼすこととなる。個人事業者等の方々が、大至急賠償金の支払いを受けなければ、事業がすぐにも行き詰ってしまうような事態も想定される。

これまで、「すべての方々に対して平等な賠償を実施する」との考え方にとらわれるあまり、こうした御要望には効果的に応えることができなかったことの反省を踏まえ、特に資金繰りの厳しい個人事業者等の方々に対しては、今後、一回目のお支払いを速やかに実施した上で、御事情と必要性を踏まえ、休業損害についての概算による賠償等を迅速かつ適切に実施する。

加えて、請求申し立てに関して十分な目配りがなされないおそれもある賠償額が少額の方々に対しては、東電の側から請求漏れがないかどうかを確認することとする。

【和解仲介案の尊重】

賠償額について、被害者の方々と東電との合意が得られなかった場合、裁判外紛争処理手続きの一つとして、紛争審査会に和解の仲介を依頼することが可能である。

今後、賠償手続きが本格化し、賠償範囲も広がっていくに従い、紛争処理の手続きは増加していくことが見込まれている。こうした状況を踏まえ、紛争審査会に「原子力損害賠償紛争解決センター」が設置されたところである。

裁判費用を要しない紛争審査会の利用は、被害者の方々の御負担の軽減や紛争の迅速な解決に役立つものと考えられる。

被害者の方々の立場に立ち、紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、紛争審査会において提示される和解案については、東電として、これを尊重することとする。

【親切な書類手続き】

上記のとおり、大量複雑の請求書への御叱責を頂いたことを踏まえ、請求対象となる損害項目を簡単に確認できるよう「ご請求簡単ガイド」(以下「ガイド」という。)を作成し、10月12日に被害者の方々にお送りしたところである。

ガイドへの御記入内容を踏まえて、東電の側から請求書に御記入いただく際のサポートをさせていただき、円滑な御請求を実現していく。

さらに、ガイドをお示しするだけでなく、請求書そのものの簡素化や、わかりやすさの徹底等、抜本的な改善を行うこととする。具体的には、被害者の方々の御意見・御要望を踏まえ、11月中に見直しの内容を確定し、2回目の御請求より実行に移す。

これらの取り組みを通じて、被害者の方々にとっての「請求しやすさ」を徹底し、御負担軽減を実現する。

【誠実な御要望への対応】

被害者の方々が抱えておられる大きな不満は、御要望をお寄せいただいても、それを踏まえた東電の改善がいつ、どのようになされるのかが見えない点である。

被害者の方々のみならず、東電との窓口となっただいただいている各自治体や団体からも、取り次いでいただいた御要望に対する迅速な対応を示せない点についての御叱責を頂いている。

こうした状況を改めるため、被害者の方々から東電の窓口、各自治体、団体、及び機構に寄せられた賠償に関する主な御要望や御質問を定期的にとりまとめ

た上で、東電としての対応や考え方（本賠償についてよく頂く御質問等）をホームページにおいて公開することとする。

また、頂いた御要望や御質問を踏まえた改善策については、すべての関係部局にもれなく展開し、直ちに実行に移すとともに、各部局における取り組みの状況については確認を徹底し、会社全体として、スピード感を持った対応改善を実現する。

ii) 機構による対応

損害賠償の迅速かつ適切な実施を確保する責務を負うのは、東電だけではない。機構は、機構法の規定に基づいて、被害者の方々からの御相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う役割を担うとともに、特別事業計画の着実な履行を確保する観点から、東電の賠償金支払いの取り組みを管理する立場にある。すなわち、機構もまた、「親身・親切」な賠償の確保に責任を負っている。

被害者の方々は、上記のとおり、請求手続きの簡素化を始め、東電に対する御要望が実際の改善になかなかつなげていかない現状に対し、賠償請求の相手方となる東電以外の第三者が、同じ目線に立って状況打開に積極的な役割を果たすことを期待している。

こうした声にお応えし、被害者の方々に寄り添った支援を展開するため、機構は、賠償手続き全体の「道しるべ」役としての機能を早急に整え、以下の「親身・親切な賠償のための3つの事業」を行う。

ア. 専門家チームによる巡回相談の実施等

日本弁護士連合会及び日本行政書士会連合会と協力し、弁護士及び行政書士の専門家からなる約100名で構成される「訪問相談チーム」（1チーム5名を基本）が、福島県内の仮設住宅を始めとする避難先等を巡回し、被害住民の方々を対象として、損害賠償の請求・申立てに関する無料の説明会と対面による個別相談を、土日祝日も含め実施する。

「訪問相談チーム」の展開の総合調整を行う拠点として、福島県郡山市に福島事務所を設置し、年内に各チームを集中的に展開して、機構の側から被害者の方々へ主体的にアクセスする。また、福島事務所では、弁護士及び行政書士の専門家による損害賠償の請求・申立てに関する無料の対面による個別相談を開始する。

加えて、東京の機構本部においても、行政書士等による、損害賠償の請求・申立てに関する電話による無料の情報提供を、土日祝日を含めて実施するほか、

弁護士による対面相談を週2回実施する。

イ. 賠償実施状況のモニタリング

損害賠償の迅速かつ適切な実施を確保するため、機構の東京本部に専従の担当者からなる「モニタリンググループ」を設置するとともに、職員を東電に派遣し、迅速かつ適切な賠償金の支払いがなされているか確認するため、支払いの実態に関するモニタリングを常時行う。具体的には、東電に賠償金支払い専用の口座を設け、機構は毎月、東電が賠償金支払いの見通し額を適切に見積もっているかを検証した上で、次月末までに必要と見込まれる額を資金交付の額の範囲内で当該口座に振り込むこととする。併せて機構は、当該口座の資金が迅速かつ適切に賠償金支払いのみに使用されているかについて、検証を行う。

また、東電が上記の「5つのお約束」に従った取り組みを実施しているかをチェックし、問題があれば直ちに改善を求め、是正する。

ウ. 被害者の方々の声の伝達

「訪問相談チーム」や福島事務所における支援の取り組み等を通じて、被害者の方々が真に必要としているものを現場で把握し、これを東電及び政府・自治体と速やかに共有して、必要な対応を求める「リエゾン」としての役割を果たす。

東電に対する御要望については、上記の「5つのお約束」（誠実な御要望への対応）に基づいて、対応方針を明らかにすることを求め、確実な改善につなげていく。

3. 東京電力の事業運営に関する計画

(1) 事業及び収支に関する中期的な計画

①事業運営の基本的方針

機構による東電への資金援助を実施する意義は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施、及びプラントの安定化や電力の安定供給をはじめとする事業の円滑な運営の確保にある。

東電は、資金援助を受けるに当たり、このことを改めて認識した上で、以下の方針に従って事業運営を行うこととする。

- ・電力の安定供給という電気事業者の基本的な使命を確実に果たしつつ、「事故により御迷惑をおかけしている皆様への対応」、「東電福島第一原子力発電所事故の収束・安定化」、「経営合理化」に重点を置いて経営を進める。

すなわち、

- ・被害者の方々に対しては、上記の「5つのお約束」に基づいて、迅速かつ適切な賠償の実施に努める。
- ・東電福島第一原子力発電所事故の収束・安定化については、避難されている方々の御帰宅を実現し、国民の皆さまに安心して生活いただけるよう、全力で取り組む。
- ・経営合理化については、委員会報告において取り組むべき旨が指摘された事項やさらに深掘りをすべき事項について、これらを徹底的に実行に移す。

②特別事業計画の確実な履行の確保

東電は、委員会報告の記載事項、その他事業運営の改善に向けて深掘りをすべき事項について、別添「東京電力に関する経営・財務調査委員会報告を踏まえた経営合理化策等の対処方針」に示すとおり、徹底的に実行に移していく。

このことを確実なものとするため、東電及び機構は、直ちに、以下の協働体制を整える。

- ・東電の若手・中堅社員と機構の職員を主体とする「改革推進チーム」を編成する。あわせて、東電と機構が有機的に連携し、改革の徹底に向けた意思疎通の円滑化・認識の共有を徹底するため、機構は、東電社内に設けた常駐スペースに職員を派遣する。

- ・設備効率化、購買改革、人件費削減、資産売却等の経営合理化や、財務・資金の管理、迅速かつ適切な賠償金支払いといった主要なテーマごとに、「改革推進チーム」と東電の各部門の担当者からなる「ワーキンググループ」を設ける。
- ・「ワーキンググループ」において、本計画に記載する賠償金支払い手続きの改善や経営合理化等の各取り組みについて、実施内容の詳細、実施時期、具体的な段取り等を盛り込んだ「アクションプラン」を、遅くとも本年末までに策定する。その際、機構の職員は、本計画及び委員会報告の内容・趣旨を踏まえた適切性についてのチェックも実施する。
- ・経営合理化や資金繰り等財務管理、賠償金支払い等、改革推進に必要な事項に関し、機構・東電のトップが参加する「経営改革委員会」を設置し、東電のトップレベルでのコミットメントの確保と実効的なモニタリングを実施するとともに、機構の運営委員会においても東電の経営陣から定期的な報告を受けるとする。また、現場レベルでも、機構は、職員がメンバーである「ワーキンググループ」等を通じて、取り組みの進捗状況を管理する。

③収支の見通し

i) 損益の見通し

平成 24 年 3 月期の営業収益は、電気事業営業収益が 879 億円減少する影響により、対前期比 645 億円の減収となる見込みである。一方、営業費用は、主に電源構成の変化に伴う電気事業営業費用の燃料費増加の影響を踏まえて 6,248 億円の増加を見込んでいるため、平成 24 年 3 月期の営業損益は、対前期比 6,894 億円の減益となる 3,327 億円の損失を見込んでいる。

また、平成 24 年 3 月期は、特別損失に災害特別損失の追加計上及び賠償金支払いに係る損失を計上する見込みである一方、特別利益には、賠償金支払いに係る損失と同額の機構からの資金交付金を計上すること等により税引前当期純損益は対前期比 2,330 億円増益となる 5,763 億円の損失を見込んでいる。

法人税等については、平成 23 年 3 月期に東北地方太平洋沖地震の影響を受けて繰延税金資産を全額取り崩しており、平成 24 年 3 月期に法人税等の計上はほぼ見込まれないことなどから、当期純損益は 5,763 億円の損失見込みとなっている。その結果、平成 24 年 3 月期の純資産の見込みは、対前期末比 5,560 億円の減少となる、7,088 億円となっている。

ii) キャッシュフローの見通し

平成24年3月期の営業キャッシュフローは、燃料費支出の増加や東電福島第一原子力発電所に係る安定化費用などの支出が見込まれるため、対前期比1兆3,632億円の減少となる4,398億円の支出の見込みとなっている。

一方、投資キャッシュフローは、電気事業遂行に必要な不可欠なもの以外の事業、有価証券及び不動産等の余剰資産の売却による収入が見込まれるため、対前期比4,684億円の削減となる2,803億円の支出の見込みとなっている。

平成23年3月期の財務キャッシュフローは、総額1兆8,650億円の緊急融資を受けたことで多額の収入超となったが、平成24年3月期は社債償還による支出等の影響により、対前期比2兆3,433億円の減少となる4,607億円の支出の見込みとなっている。

以上より、平成24年3月期の現金及び現金同等物は、対前期末比で1兆1,808億円減少し、現金及び現金同等物期末残高は9,536億円となる見込みである。

損益実績・計画

(単位:億円)

	H23/3期 (実績)	H24/3期 (計画)	増減
営業収益	51,463	50,818	(645)
電気事業営業収益	50,646	49,767	(879)
附帯事業営業収益	817	1,051	234
営業費用	47,897	54,145	6,248
電気事業営業費用	47,105	53,163	6,058
附帯事業営業費用	792	982	190
営業利益(損失)	3,567	(3,327)	(6,894)
営業外損益	(856)	(795)	61
経常利益(損失)	2,711	(4,122)	(6,832)
特別法上の引当金繰入(取崩)	61	16	(45)
特別損益	(10,742)	(1,625)	9,118
税引前当期純利益(損失)	(8,093)	(5,763)	2,330
法人税等	4,493	-	(4,493)
当期純利益(損失)	(12,586)	(5,763)	6,823
(参考)純資産	12,648	7,088	(5,560)

キャッシュフロー実績・計画

(単位:億円)

	H23/3期 (実績)	H24/3期 (計画)	増減
営業キャッシュフロー	9,234	(4,398)	(13,632)
投資キャッシュフロー	(7,487)	(2,803)	4,684
財務キャッシュフロー	18,826	(4,607)	(23,433)
現金及び現金同等物の増減	20,572	(11,808)	(32,380)
現金及び現金同等物期首残高	772	21,344	20,572
現金及び現金同等物期末残高	21,344	9,536	(11,808)

(億円未満を四捨五入して表示)

iii) 24年度以降の収支計画

平成24年度を含む以後の期間においても、上記①の事業運営の基本方針に沿って、経営の合理化を進めていく。

なお、平成25年3月期以降の収支やキャッシュフローの見通しについては、エネルギー制度改革の動向等を踏まえつつ、来春を目途に策定を予定している総合特別事業計画において、委員会報告で公表している事業計画を見直すことを計画している。

【参考：委員会報告に記載された10年間の事業計画の詳細】

<原子力発電所稼働ケース>

①値上げなし (単位: 億円)

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	55,828	56,634	57,451	57,987	58,558	59,136	59,651	59,988	60,283
営業損益	(3,964)	(1,424)	1,255	3,649	3,991	4,761	5,456	6,335	6,757
経常損益	(4,491)	(2,193)	1,302	2,873	3,239	4,053	4,831	5,786	6,322
当期純損益	(4,493)	(2,296)	1,237	2,871	3,237	4,052	4,830	4,591	4,185
営業キャッシュフロー	2,592	5,848	9,290	11,092	11,616	12,202	12,954	14,887	14,178
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(6,374)	(2,465)	1,972	4,109	3,733	3,962	4,453	5,539	4,185
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(14,860)	(9,184)	(3,602)	(3,143)	(3,370)	(2,881)	(3,399)	(1,320)	(3,149)
現金及び現金同等物の期末残高	(5,776)	(14,961)	(18,562)	(21,706)	(25,075)	(27,957)	(31,356)	(32,676)	(35,824)

②値上げ5%

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	58,278	59,115	59,959	60,523	61,119	61,723	62,262	62,621	62,937
営業損益	(1,546)	1,023	3,730	6,151	6,519	7,313	8,032	8,933	9,376
経常損益	(2,074)	254	3,777	5,374	5,766	6,606	7,408	8,384	8,941
当期純損益	(2,076)	151	3,712	5,372	5,372	4,274	5,001	5,496	5,984
営業キャッシュフロー	4,870	8,293	11,763	13,594	14,532	16,492	14,636	16,735	16,279
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(4,095)	(19)	4,445	6,611	6,257	5,921	3,729	5,694	5,467
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(12,581)	(6,739)	(1,128)	(641)	(846)	(922)	(4,123)	(1,164)	(1,867)
現金及び現金同等物の期末残高	(3,497)	(10,236)	(11,364)	(12,005)	(12,851)	(13,773)	(17,896)	(19,061)	(20,927)

③値上げ10%

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	60,728	61,595	62,468	63,058	63,681	64,310	64,873	65,254	65,591
営業損益	871	3,471	6,206	8,652	9,046	9,866	10,609	11,532	11,994
経常損益	344	2,702	6,252	7,876	8,294	9,158	9,985	10,983	11,560
当期純損益	342	2,599	6,187	6,003	5,526	6,057	6,646	7,272	7,687
営業キャッシュフロー	7,149	10,739	14,237	17,967	16,620	17,190	18,176	19,145	19,042
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(1,816)	2,427	6,919	9,113	5,972	5,850	6,338	7,281	7,314
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(10,302)	(4,293)	1,345	1,861	(1,131)	(993)	(1,514)	422	(20)
現金及び現金同等物の期末残高	(1,218)	(5,511)	(4,166)	(2,305)	(3,436)	(4,429)	(5,943)	(5,520)	(5,540)

<1年後原子力発電所稼働ケース>

①値上げなし (単位:億円)

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	55,777	56,640	57,451	57,987	58,558	59,136	59,651	59,988	60,283
営業損益	(6,676)	(3,501)	(228)	3,276	3,944	4,642	5,484	6,328	6,786
経常損益	(7,205)	(4,274)	(187)	2,493	3,185	3,928	4,853	5,773	6,345
当期純損益	(7,207)	(4,377)	(252)	2,491	3,183	3,926	4,851	5,771	6,342
営業キャッシュフロー	(659)	3,542	7,868	10,767	11,510	12,099	12,936	13,687	14,823
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(9,549)	(4,726)	817	3,912	3,504	3,805	4,428	5,526	5,959
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(18,036)	(11,446)	(4,756)	(3,340)	(3,599)	(3,038)	(3,424)	(1,333)	(1,375)
現金及び現金同等物の期末残高	(8,948)	(20,394)	(25,150)	(28,490)	(32,089)	(35,127)	(38,551)	(39,884)	(41,260)

②値上げ5%

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	58,227	59,121	59,960	60,523	61,119	61,723	62,262	62,621	62,937
営業損益	(4,259)	(1,053)	2,247	5,777	6,471	7,194	8,061	8,926	9,405
経常損益	(4,788)	(1,827)	2,288	4,994	5,713	6,481	7,430	8,371	8,964
当期純損益	(4,790)	(1,929)	2,223	4,993	5,711	6,193	7,474	8,564	9,569
営業キャッシュフロー	1,619	5,988	10,341	13,269	14,034	14,936	17,724	15,168	16,795
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(7,270)	(2,280)	3,291	6,414	6,028	6,356	6,572	4,302	5,838
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(15,757)	(9,000)	(2,282)	(838)	(1,075)	(487)	(1,280)	(2,557)	(1,496)
現金及び現金同等物の期末残高	(6,669)	(15,669)	(17,951)	(18,790)	(19,865)	(20,352)	(21,631)	(24,188)	(25,684)

③値上げ10%

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	60,677	61,601	62,468	63,058	63,681	64,310	64,873	65,254	65,591
営業損益	(1,841)	1,394	4,722	8,279	8,999	9,747	10,637	11,525	12,024
経常損益	(2,370)	621	4,763	7,496	8,240	9,033	10,007	10,969	11,583
当期純損益	(2,372)	518	4,698	7,494	8,202	9,086	10,007	10,969	11,583
営業キャッシュフロー	3,898	8,434	12,815	15,771	18,994	16,490	18,316	18,850	19,240
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(4,992)	165	5,764	8,916	8,552	5,250	6,379	7,052	7,449
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(13,478)	(6,554)	191	1,664	1,449	(1,593)	(1,473)	193	115
現金及び現金同等物の期末残高	(4,390)	(10,944)	(10,753)	(9,089)	(7,641)	(9,233)	(10,707)	(10,513)	(10,398)

<原子力発電所非稼働ケース>

①値上げなし (単位:億円)

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	55,804	56,573	57,342	57,908	58,523	59,101	59,615	59,952	60,248
営業損益	(6,214)	(5,022)	(3,816)	(1,595)	(1,332)	(949)	(318)	1,426	3,333
経常損益	(6,743)	(5,796)	(3,780)	(2,389)	(2,110)	(1,689)	(983)	829	2,842
当期純損益	(10,594)	(5,899)	(3,845)	(2,391)	(2,111)	(1,690)	(985)	827	2,840
営業キャッシュフロー	(516)	1,308	3,121	5,129	5,213	5,477	6,129	8,757	10,456
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(8,800)	(6,121)	(3,481)	(1,155)	(3,150)	(4,383)	(3,973)	(651)	1,986
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(17,286)	(12,841)	(9,054)	(8,407)	(10,253)	(11,226)	(11,825)	(7,510)	(5,348)
現金及び現金同等物の期末残高	(7,964)	(20,805)	(29,859)	(38,266)	(48,518)	(59,745)	(71,570)	(79,079)	(84,427)

②値上げ5%

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	58,254	59,054	59,850	60,443	61,084	61,688	62,226	62,586	62,902
営業損益	(3,797)	(2,574)	(1,341)	907	1,195	1,604	2,259	4,024	5,952
経常損益	(4,326)	(3,349)	(1,305)	112	418	864	1,594	3,427	5,460
当期純損益	(8,176)	(3,452)	(1,370)	110	416	862	1,592	3,425	5,458
営業キャッシュフロー	1,763	3,754	5,595	7,631	7,737	8,028	8,705	11,356	13,071
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(6,521)	(3,675)	(1,007)	1,347	(626)	(1,832)	(1,398)	1,948	4,602
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(15,007)	(10,395)	(6,580)	(5,905)	(7,729)	(8,675)	(9,250)	(4,911)	(2,732)
現金及び現金同等物の期末残高	(5,685)	(16,080)	(22,660)	(28,565)	(36,294)	(44,969)	(54,219)	(59,130)	(61,862)

③値上げ10%

	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	60,704	61,534	62,359	62,979	63,645	64,275	64,837	65,219	65,556
営業損益	(1,379)	(127)	1,135	3,408	3,723	4,156	4,835	6,623	8,571
経常損益	(1,908)	(901)	1,170	2,614	2,945	3,416	4,171	6,025	8,079
当期純損益	(5,759)	(1,004)	1,105	2,612	2,943	3,415	4,169	5,396	6,239
営業キャッシュフロー	4,042	6,199	8,068	10,133	10,261	10,579	11,280	14,582	17,582
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(4,242)	(1,230)	1,466	3,849	1,898	719	1,177	4,547	6,274
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(12,728)	(7,949)	(4,107)	(3,403)	(5,205)	(6,124)	(6,675)	(2,312)	(1,060)
現金及び現金同等物の期末残高	(3,406)	(11,355)	(15,462)	(18,865)	(24,070)	(30,194)	(36,869)	(39,181)	(40,241)

(2) 経営の合理化のための方策

① 設備投資計画等の見直し

供給設備、流通（系統）設備に関する投資計画は電気事業を営む東電にとって根幹をなす計画であり、また、減価償却費や設備投資に基づく固定資産の機能を維持するための支出である修繕費は、現状、電気事業営業費用の約 2 割を占めている。

以上を踏まえ、長期的な経営合理化及び電気の安定供給の観点から、設備投資計画及び修繕費について以下のとおり見直しを行うこととする。

i) 供給設備（発電所の新設・リプレイス）

供給設備については、その投資計画の前提となる需要想定について、再検証した上で、今後、新規電源開発や既存設備のリプレイスを行う際には、独立発電事業者（IPP 事業者）等他社電源を最大限有効活用する等、設備投資の抑制・効率化を行う。

ii) 流通設備

流通設備については、震災後の電源構成の変化に伴う潮流の変化を踏まえ、現状の投資計画の下では、使用容量が過剰または不足となっていないか、逼迫となっているか否かを検証の上、必要に応じて、投資計画を見直す。

iii) 修繕費

修繕費については、電力の安定供給と密接に関連しているが、過去 10 年、原子力不祥事や震災による原子力発電所の停止に伴う収益の厳しさ及び物理的な理由から、修繕の繰り延べ等が行われ、漸減傾向で推移している。

そこで、安定供給確保の観点から不可欠な修繕が抜け落ちていないか検証することを前提として、今後とも不要不急な修繕が行われないようにするとともに、後述する調達改革による単価の削減を行うこととする。

iv) アクションプランの策定・実施

上記の設備投資計画の見直しに向けた具体的な行動として、東電及び機構において、上記各項目についての検討・実施体制を確立し、本年 11 月中に「アクションプラン」を策定した上で、直ちに具体的施策を実行することとする。

②コスト削減の徹底

東電の営業費用は、全体の 98.3%を占める電気事業営業費用（調達コスト（資材・役務調達コスト、買電・燃料調達コスト）、人件費、その他経費）と、全体の 1.7%を占める附帯事業営業費用に分けられる。

コスト削減策はすべて「数量削減」又は「単価削減」に帰着することから、これらすべてのコストについて、「数量」及び「単価」の両面から全面的に見直し、コスト削減に取り組むことで、平成 23 年度において 2,374 億円のコスト削減を実行することとする。

なお、平成 24 年度以降、コスト削減策について更なる深掘りをするとともに、新たに実行可能なコスト削減策についても最大限実行していくこととする。

i) 資材・役務調達費用（平成 23 年度コスト削減額：865 億円）

資材・役務調達費用については、「単価」の削減により、短期間で即効性のあるコスト削減を行うことが可能であることから、短・中期的なコスト削減策として、まずは、以下の「単価」の削減策に注力することとする。併せて、短・中期で実行可能な「数量」の削減についても、可能なもの（建物整備工事の中止、システム委託等の中止等）を実行することとする。

- ・ 関係会社との取引における発注方法の工夫（競争的発注方法の拡大、工事の効率化向上等）
- ・ 外部取引先との取引構造・発注方法の見直し（代理店を介在した取引構造の見直し、関係会社が一次下請けとして介在した取引構造の見直し、流通設備の点検直営化等）
- ・ 東電グループ内における仕様・設計手法の標準化（発電所設計の見直し、機器仕様の標準化等）

また、中長期的なコスト削減策としては、「数量」の削減が不可欠であることから、上記①の設備投資計画の見直しを踏まえ、設備投資の最適化による減価償却費の抑制等を行うこととする。

具体的には、東電及び機構において、上記のコスト削減策の検討・実施体制を確立し、本年 11 月中に「アクションプラン」を策定した上で、直ちに具体的施策を実行し、平成 23 年度においては、865 億円のコスト削減を実行することとする。

加えて、中長期的なコスト削減策における「単価」の削減について、東電単独では実行できない、業界横断的なコスト削減策（①各電力会社が独自に設定

してきた機器の設計・仕様の統一等（スマートメーターの標準化等）、②各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社の（管内に限らない）業界横断的な再編）についても検討を進めることとする。

具体的には、東電及び機構において、上記のコスト削減策の検討体制を確立し、本年11月中旬に結論を得る時期とそれに向けた検討の段取りを定め、実施に向けた取り組みを進めることとする。

ii) 買電・燃料調達費用（平成23年度コスト削減額：111億円）

買電・燃料調達費用については、長期契約に基づいて決定されていることから、中長期的なコスト削減策が中心となるが、まず、短期のコスト削減策として、短期的な買電購入単価の見直し（卸電力取引所の活用による供給原価の低減を含む。）や燃料転換による燃料単価の見直し等、実行可能な「単価」の削減策を実行することとする。

具体的には、i) 資材・役務調達費用と同様、東電及び機構において、上記のコスト削減策の検討・実施体制を確立し、本年11月中旬に「アクションプラン」を策定した上で、直ちに具体的施策を実行し、平成23年度においては、111億円のコスト削減を実行することとする。

また、中長期的なコスト削減策として、今後長期契約の更新時期をとらえ、引き続き他社電源購入契約単価の見直し等、「単価」の削減策に注力することとする。併せて、燃料の共同購入・融通の取り組み等、業界横断的なコスト削減策についても検討を進めることとする。

具体的には、東電及び機構において、上記のコスト削減策の検討体制を確立し、本年11月中旬に結論を得る時期とそれに向けた検討の段取りを定め、実施に向けた取り組みを進めることとする。

iii) 人件費（平成23年度コスト削減額：614億円）

人件費（「給与・賞与」、「退職給付」及び「福利厚生」）については、「数量」及び「単価」の両面においてコスト削減を行うことが可能であることから、長期的な観点も踏まえ、以下の「数量」及び「単価」の削減策に注力することとする。

ア. 「数量」の削減策

【人員削減】

人員数については、グループの体制見直しや業務の抜本的な簡素化・合理化

等を通じて、全体として効率化を図り、平成 25 年度期末までに、新規採用抑制や希望退職等により平成 23 年度期初の人員数から連結で約 7,400 人、単体で約 3,600 人の人員削減を実行することとする。

なお、具体的な人員数の削減時期等については、年齢別の人員構成のあり方、労使間の長期的な関係、有用な人材の流出防止といった長期的な観点を踏まえ、検討を進めることとする。

イ. 「単価」の削減策

【給与・賞与の削減】

給与・賞与については、平成 23 年 6 月以降実施している、社員の年収の一律減額措置（管理職は年収の 25%の削減（基本年棒 10%、業績年棒（賞与）62%の削減）、一般職は年収の 20%の削減（月額給与 5%、賞与 50%以上の削減））について、当面の間は継続することとする。

また、今後の管理職の基本年棒及び一般職の月額給与については、全体として現在の削減後の水準を維持しつつ、2 年後を目途に従業員のモチベーションを維持しうるメリハリをつけた新人事・処遇制度に移行することとする。賞与減額の復元時期及び範囲（水準）については、上記の新人事・処遇制度とあわせ、特別負担金の支払い状況等を考慮した検討を進めることとする。

加えて、時間外労働に係る賃金の割増率について、法定の平日 25%増等にまで引き下げることとする。

【退職給付制度の見直し】

確定給付企業年金については、現役の社員のみならず、受給権者（OB）についても再評価率の下限を引き下げ（現役 1.5%、受給権者 2.25%以下）、また終身年金についても減額すること（30%の削減）に向けて取り組み、平成 24 年度中の新制度実施を目指す。

【福利厚生制度の見直し】

福利厚生については、健康保険の会社負担率の引き下げ、財形年金貯蓄の廃止（保証利率廃止）、リフレッシュ財形の廃止、従業員持株制度における持株奨励金の引き下げ、カフェテリアプランの内容縮小を実行することとする。

ウ. アクションプランの策定・実施

上記コスト削減策に向けた具体的な行動として、給与・賞与、福利厚生につ

いては、東電及び機構において、検討・実施体制を確立し、既に定められている実施計画について検証した上で、直ちに具体的施策を実行に移し、平成 23 年度において 614 億円のコスト削減を実行することとする。また、人員数の削減、退職給付については、東電及び機構において、コスト削減策の検討・実施体制を確立し、本年 11 月中に「アクションプラン」を策定した上で、直ちに具体的施策を実行する。

なお、具体的な人員数の削減時期及び新人事・処遇制度への移行等については、東電及び機構において、検討体制を確立し、本年 11 月中に結論を得る時期とそれに向けた検討の段取りを定め、実施に向けた取り組みを進めることとする。

iv) その他経費（平成 23 年度コスト削減額：734 億円）

その他経費は多種少額な費目からなるが、「数量」及び「単価」の両面において、短期から中長期にわたって、継続的にコスト削減を行うことが可能であることから、すべての費目について、以下の方法等により「数量」及び「単価」の削減策に注力することとする。

- ・ 寄付金の中止等
- ・ 厚生施設関係費用の削減
- ・ 普及開発関係費の削減
- ・ テーマ研究の中止等
- ・ 消耗品費の必要最低限までの削減
- ・ 研修の縮小

上記コスト削減策に向けた具体的な行動として、東電及び機構において、上記のコスト削減策の検討・実施体制を確立し、本年 11 月中に「アクションプラン」を策定した上で、直ちに具体的施策を実行し、平成 23 年度においては、734 億円のコスト削減を実行することとする。

v) 附帯事業営業費用（平成 23 年度コスト削減額：50 億円）

附帯事業のうち、ガス供給事業に係る営業費用については、短期的なコスト削減策として、設備修繕の間隔延長や外注先変更等、「数量」及び「単価」の両面についてのコスト削減策を実行することとする。

具体的には、東電及び機構において、上記のコスト削減策の検討・実施体制を確立し、本年 11 月中に「アクションプラン」を策定した上で、直ちに具体的施策を実行し、平成 23 年度においては、50 億円のコスト削減を実行することと

する。

(参考) 主なコスト削減策は以下の通り。

	短期 (1年目)	中期 (2年目～5年目)	長期 (6年目以降)
①資材・役務調達費用	865億円		
関係会社取引における発注方法の工夫	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
外部取引先との取引構造・発注方法の見直し	・アクションプランの策定	・具体的施策を準備、実行	・6年目以降も具体的施策を継続
東電グループ内における仕様・設計手法の標準化	・アクションプランの策定	・具体的施策を準備、実行	・6年目以降も具体的施策を継続
建物整備工事の中止等	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
システム委託等の中止等	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
設備投資最適化による減価償却費の抑制	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
電力会社間の機器の設計・仕様の統一等	・検討の段取り策定	・(検討の段取りに従い)アクションプランの策定、具体的施策を実行	
各電力会社の傘下にある関係会社の業界横断的な再編	・検討の段取り策定	・(検討の段取りに従い)アクションプランの策定、具体的施策を実行	
②買電・燃料調達費用	111億円		
短期的な買電購入単価の見直し等	・具体的施策を実行		
燃料転換による燃料単価の見直し等	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
長期の他社電源購入契約単価の見直し	・アクションプランの策定	・具体的施策を準備、実行	・6年目以降も具体的施策を継続
燃料の共同購入・融通の取り組み等	・検討の段取り策定	・(検討の段取りに従い)アクションプランの策定、具体的施策を実行	
③人件費	614億円		
人員削減	・アクションプランの策定	・具体的施策を準備、実行	・6年目以降も具体的施策を継続
給与・賞与の削減	・具体的施策を実行	・(新人事・処遇制度を踏まえ)2年目以降も具体的施策を継続	
退職給付制度の見直し	・アクションプランの策定	・具体的施策を準備、実行	・6年目以降も具体的施策を継続
福利厚生制度の見直し	・アクションプランの策定	・具体的施策を準備、実行	・6年目以降も具体的施策を継続
④その他経費	734億円		
寄付金の中止等	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
厚生施設関係費用の削減	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
普及開発関係費の削減	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
テーマ研究の中止等	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
消耗品費の必要最低限までの削減	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
研修の縮小	・具体的施策を実行	・2年目以降も具体的施策を継続	
⑤附帯事業営業費用	50億円		
ガス供給事業に係る営業費用の削減	・具体的施策を実行		
合計	(10年間)2兆5,455億円を超えるコスト削減		
	(今年度)2,374億円	※ コスト削減策について更なる深掘りをするとともに、新たに実行可能なコスト削減策についても最大限実行。	

③資産等の売却

i) 不動産

東電は、厚生施設や賃貸物件、社宅等の電気事業に直接用いていない不動産について、利用用途別に以下の7つに区分し、さらに変電所の有無によって細分化を行い、有効利用・処分方針の仕分けを行うことで、「売却」、「継続保有」又は「賃貸」のいずれかの処分方針に分類を行った。その上で、再開発物件等手続きに時間を要する物件を除き、原則として3年以内に時価ベースで2,472億円相当¹の不動産の売却を実施する。

- ・ 賃貸マンション、賃貸オフィス、データセンター
- ・ 厚生施設、ホテル
- ・ 遊休、駐車場、貸付土地
- ・ 研修施設、PR施設、病院
- ・ 本社、支社、営業センター、研究所、コンピュータセンター
- ・ 社宅
- ・ 通信事業者向け局舎、1F・2F周辺及び電力所・その他

平成23年度においては時価ベースで152億円相当の不動産売却を目指す方針であり、各用途別の内訳は以下のとおりである。

図表 2. (1). ③. i 不動産売却計画

(単位:億円)

区分	上半期 (実績)			下半期 (見込)			年間合計		
	簿価	売却額	売却損益	簿価	売却額	売却損益	簿価	売却額	売却損益
厚生施設・ホテル				6	9	3	6	9	3
遊休・駐車場・貸付土地	1	27	26	6	115	109	7	142	135
PR施設	0	1	1				0	1	1
本社・支社・営業センター									
研究所・コンピュータセンター	1	0	(1)	-	-	-	1	0	(1)
計	2	28	27	12	124	112	14	152	138

売却対象ではない不動産についても、賃貸等の有効活用を行う。

ii) 有価証券

東電は、保有する有価証券について、電気事業の遂行に必要な不可欠なものを

¹ 委員会報告に記載された評価額の算定時点における時価による評価額 (P. 56) であり、実際の売却額とは異なる。

除き、原則3年以内で3,301億円相当²の売却を実施する。

このうち、平成23年度においては3,004億円相当の有価証券売却を実施する予定であるが、平成23年9月末までの売却実績は、上場株式については金融機関銘柄を中心に、また非上場株式については投資額が多額の銘柄を中心に、合計1,125億円となっている。

図表 2. (1). ③. ii 有価証券売却計画

(単位:億円)

区分	H23/3期 簿価	H24/3期売却 (予定含む)		
		上半期 (実績)	下半期 (計画)	年間合計
上場株式	2,460	518	1,879	2,397
非上場株式	797	606	0	606
債券	0	-	-	-
その他	64	1	-	1
計	3,321	1,125	1,879	3,004

iii) 事業・関係会社

東電は、委員会報告において売却と整理された関係会社1,301億円相当³については、速やかに手続きに入り、原則3年以内に売却を実施する。平成23年度には、328億円相当⁴の関係会社の売却を目指す。

また、東電と機構は、今回売却するとされていない事業会社についても、継続・非継続の切り分けについて精査をさらに進めた上で、原則年内に事業の継続・非継続の方針を決定し、より幅広い範囲を対象とした売却に向けて検討を進める。その上で継続とされた関係会社についても、東電との取引減少に伴う売り上げ減少に応じた収支体質の強化を早急に図るため、①外注化していた業務を内製化することによる委託費の削減、②不要不急の投資の抑制、③人件費の削減といったコスト削減を実施するとともに、事業再編を進める。

iv) 附帯事業

ホームネットワーク事業及び給電スタンド事業は非継続とし、早急に処分方針を決定する。不動産賃貸事業、エネルギー設備サービス事業及びコンサルティング事業は、事業規模を縮小することとし、処理方針を早急に決定する。

² 委員会報告に記載されている評価額 (P. 56) であり、実際の売却額と異なる。

³ 委員会報告に記載されている評価額。

⁴ 売却と整理された関係会社のうち、平成23年度中の売却が可能なものについて、委員会報告で用いた評価方法 (P. 67) や市場価格法等を用いて評価した額であり、実際の売却額と異なる。

v) アクションプランの策定・実施等

上記の資産売却に向けた具体的な行動として、東電及び機構において、上記の資産売却の検討・実施体制を確立し、既に定められているアクションプランについて検証した上で、直ちに具体的施策を実行する。

また、資産売却の実施に当たっては、東電の資金繰り状況や市場の状況等を踏まえ、資産等の売却等の方法や時期、売却金額等が適切なものとなるよう、機構が常時、東電の作業状況をモニタリング・管理することとする。

加えて、安定供給面や経済合理性を勘案しつつ、電気事業資産（発電設備）の売却等について検討を進める他、権益確保、スマートメーターの展開、省エネサービス、発電事業等、東電の経営資源を有効活用した戦略的ビジネス展開を図るため、外部からも戦略的事業展開に向けたビジネスプランの提案を募り、優れた提案を実行する等の具体的施策について検討を進める。

(3) 原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための 東京電力による関係者に対する協力の要請その他の方策

政府は、本年6月14日付けの閣議決定（「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」）において、国民負担の極小化を図ることを基本として東電に対する支援を行う前提として、東電に対し、「迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること」、「最大限の経営の合理化と経費削減を行うこと」、及び「すべてのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと」等を要求した。

また、機構法の附則第3条第2項において、「この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者」は、「当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。」とされている。

これらを踏まえ、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため、東電は、金融機関及び株主に対し、以下のとおり協力を要請する。

① 金融機関に対する協力の要請

東電は、9月末時点において、66行の取引金融機関から、長期借入金3兆4,119億円及び短期借入金4,040億円の合計3兆8,159億円を借り入れている。現在、短期借入金については、取引金融機関に対する協力要請の結果、弁済期に借換えが行われているが、長期借入金については約定どおり弁済されている。なお、上記借入金のうち1兆9,650億円は、東電が震災後に主要な取引金融機関から実行を受けた緊急融資である（以下「緊急融資」という。）。

委員会報告に記載のとおり、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため、東電のステークホルダーである取引金融機関に対し、東電の借入金について、借換え等による長期に亘る与信の維持及び平成23年3月の借入残高の復元を要請するとともに、東電の資金計画に対する協力としての主要な取引金融機関による追加与信等を要請していくことが、東電の基本的な考え方である。

東電は、このような考え方の下、本計画においては、まず、「総合特別事業計画」の認定時までの間、取引金融機関に対し、以下の協力要請を行う。

- ・すべての取引金融機関に対し、東電の借入金について、随時借換え等のための融資等を実行することにより、主務大臣による本計画認定時の東電に対する与信を保つことを要請する。すなわち、短期借入金については、その元本

相当額について、借換え等を行うことを要請する。また、長期借入金のうち、「総合特別事業計画」の認定時までには弁済期が到来するものについては、その元本相当額について、各弁済期において、借換え等を行うことを要請する。

- ・ 東電による被害者に対する迅速かつ適切な賠償の実施等に万全を期すため、株式会社日本政策投資銀行に対し、被害者に対する賠償金支払い等を資金使途として、3,000億円の短期の融資枠（コミットメントライン等）を可及的速やかに設定するように要請する。
- ・ 東電の主要な取引金融機関に対し、緊急融資にかかる資金使途の追加を要請する。

②株主に対する協力の要請

東電は今回の事故により多数の国民に被害を与えたばかりでなく、機構から機構法に基づく多額の資金援助を受けるものであるから、国民負担の最小化を図るために、株主に対しても協力を要請することが必須である。

東電は、今回の事故発生後の厳しい財務状況等に鑑み、平成23年3月期について、期末配当を実施しなかった。当面の間、無配を継続することが、株主に対する協力要請となる。

(4) 事業の円滑な運営確保のための方策

平成 23 年度夏期の最大電力（発電端 1 日最大。以下同様とする。）は、本年 8 月 18 日に記録した対前年度比 18.0%減の 4,922 万 kW となったが、これは電力使用制限の実施や、需要家における節電への協力によるものであり、昨年度の最大電力 5,999 万 kW を 1,077 万 kW 下回る水準にとどまることとなった。これに対し、供給力については、原子力発電所の停止などによる供給力の大幅な低下があったものの、ガスタービンをはじめとする緊急設置電源や、被災した電源の復旧、長期計画停止火力の運転再開によって 5,560 万 kW を確保した結果、今夏においては、電力需給のバランスを保つことができた。

また、今冬期の供給力については、柏崎刈羽発電所の定期検査などにより供給力が減少するものの、被災した発電所が復旧することなど、追加の供給力確保に努めることで、現時点で 5,457 万 kW（平成 24 年 1 月の見通し）を見込んでいる。これは、東北地方太平洋沖地震発生前の昨年冬期の最大需要実績（5,150 万 kW）に対して一定の供給予備力を確保している状況である。

今後は、原子力発電所の発電停止に伴う供給力の低下や今冬及び来夏以降の需要増に対応するため、ガスタービンをはじめとする緊急電源の設置や工事中の新設電源の建設を進めることを内容とする設備投資を行うこととし、平成 23 年度には、7,199 億円を計上する。

ただし、上記のとおり、設備投資の効率的な実施を図る観点から、その妥当性について引き続き検証し、投資額を抑制することに努める。

(5) 経営責任の明確化のための方策

東電は、本年4月、5月及び6月において、役員報酬の減額措置を実施し、現在も継続している。これに加えて、本年6月には、当時の社長及び原子力担当副社長が退任した。

〈報酬減額の概要〉

代表取締役 (会長・社長・副社長)	4月支給分：50%減額 5月支給分以降：100%減額
常務取締役	4月支給分：50%減額 5月支給分以降：60%減額
社外取締役	4月、5月支給分：25%減額 6月支給分以降：50%減額
執行役員	4月支給分以降：40%減額

※監査役についても、監査役の協議により、取締役に準じた減額が行われている。

一方で、「親身・親切」な賠償を確保し、東電福島第一原子力発電所の安定化に必要となる原子炉の冷温停止等を着実に成し遂げ、さらに経営合理化に向けた道筋をつけることが、まずは経営者に課せられた当面の責務である。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、東電は、機構による多額の資金援助を受けるに当たり、上記の役員報酬の減額措置を継続するとともに、「総合特別事業計画」において、役員のリタイアや退職慰労金の放棄をはじめとする、さらなる経営責任の明確化のための方策について結論を得る。

4. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

(1) 資産の状況

本計画の策定に先立ち、委員会において、東電が①迅速かつ適切な損害賠償の実行、②事故収束・事故処理の完遂、③電力の安定供給の3つの課題に取り組むことを前提に、東電の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しのため、その経営・財務に関して第三者的な観点からの調査が行われ、委員会報告に取りまとめられた。

この調査においては、単に一時的な東電経営のスリム化に寄与するだけでなく、長期的に東電が損害賠償、事故収束・事故処理、電力安定供給を行うための収益力を高めていくことにつながるべきとの観点から、より安定したキャッシュフローを生み出すことが見込まれる資産と、直ちに売却した方がキャッシュフローを生む資産との区分けや、長期的に企業価値の維持につながる経費と言わば割高な経費の区分が一つの目安とされている。

委員会の使命は、この調査の結果を機構に引き継ぐことにあった。機構は、委員会報告における事業用資産、有価証券、不動産等の評価結果について、現時点において可能な範囲で厳正かつ客観的な評価が行われており、その内容が妥当であることを確認した。その上で、これらを活用するとともに、実際に売却対象となりうる具体的資産の評価についての深掘り等を行い、本計画に反映した。

今後も、来春を目途に行う「総合特別事業計画」の策定に向けて、引き続き、さらなる精査・再評価を実施する。

(2) 収支の状況

損益及びキャッシュフローについては、資産と同様に、委員会報告における暫定的評価の妥当性を確認した上で、これらも活用しつつ、東電による資産売却の進捗、賠償金支払い等に伴う足元の資金繰り等について精査を行い、平成23年度の収支を評価し、本計画に反映した。今後、賠償請求の動向や、現時点で合理的な見積もりが困難な賠償費用や廃炉費用等について精査を行い、より長い期間の収支の状況について、継続的な再評価を実施する。

5. 資金援助の内容

(1) 東京電力に対する資金援助の内容及び額

機構は、東電による賠償金の速やかな支払いを確保するため、2.(2)①の要賠償額の見通し1兆109億800万円から、原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額を、損害賠償の履行に充てるための資金として今年度交付する。

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

本計画の実施に伴う東電による賠償金支払いの進捗や、除染費用等の合理的な見積もりに伴い、要賠償額が増加していく可能性が見込まれる。

こうした場合において、被害者の方々に対する賠償金支払いに万全を期するため、緊急の対応が必要となる事態に備えて、機構において機動的な対応をとることが必要である。上記のとおり、委員会報告において、機構が損害賠償のために十分な資金援助のための資金枠を準備することを目的として示された試算値も踏まえ、本年度の政府予算において計上されている2兆円の国債の交付を希望する。なお、当該国債の交付枠として3兆円を計上している本年度の第3次補正予算案が国会において可決された場合には、当該額を加えた5兆円の国債の交付を希望する。

6. 機構の財務状況

現時点では負担金の収納が行われていないため、本計画に基づく資金の交付を実施するためには、国債の交付を受ける必要がある。被害者の方々を対象とする相談業務の実施や東電に対するモニタリングの実施については、出資金を充当することにより十分に対応することが可能である。

なお、本計画の策定に伴い、機構の予算計画も変更する。

以上

東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書を踏まえた経営合理化策等の対処方針

平成23年10月28日
原子力損害賠償支援機構
東京電力株式会社

東京電力に関する経営・財務調査委員会(委員会)は、本年10月3日、東京電力が経営合理化等に当たって取り組むべき事項をまとめた。

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keieizaimutyousa/dai10/siryou1.pdf>)

原子力損害賠償支援機構(機構)と東京電力は、委員会報告に記載された経営合理化等に関する事項及びそれを更に精査・深掘りした事項について、下記の通り、確実に実行する。

※対処方針を踏まえた、今後の具体的行動計画の分類は以下の通り。

イ:機構も参画した検討・実施体制を確立し、既に定められたアクションプランについて検証した上で、直ちに具体的施策を実行する項目

ロ:機構も参画した検討・実施体制を確立し、11月中旬にアクションプランを策定した上で、直ちに具体的施策を実行する項目

ハ:機構も参画した検討体制を確立し、11月中旬に結論を得る時期とそれに向けた検討の段取りを定める項目

項目		報告書		対処方針	分類
項目名	内容	記載箇所	記載内容		
設備投資	発電所の新設・リプレイス	2.1.3.3	将来の長期的な新規電源開発や既存設備のリプレイスを行う際には、独立発電事業者(以下「IPP事業者」という。)等他社電源の有効活用も積極的に検討し、設備投資の効率的な実施を図る必要がある。	報告書記載の通り、新規電源開発や既存設備のリプレイスを行う際には、独立発電事業者(IPP事業者)等他社電源を最大限有効活用する等、設備投資の抑制・効率化を行う。	□
設備投資	流通設備	2.1.4.2	現在東電が提示している流通設備投資計画は、福島方面での電源の大幅減少や千葉・鹿島方面の緊急設置電源の配置等の震災影響を受けての当初計画からの見直し部分が少なく、基本的には従来計画を踏襲した計画になっていることから、流通設備の使用容量から見て過剰とみられる設備の投資がないかどうか、逆に使用容量から見て不足ないし逼迫していると見られる設備がないかを検証の上、必要に応じて、震災後の状況変化を踏まえた投資計画の見直しを実施すべきである。	報告書記載の通り、流通設備については、震災後の電源構成の変化に伴う潮流の変化を踏まえ、現状の投資計画の下では、使用容量が過剰または不足ないし逼迫となっているか否かを検証の上、必要に応じて、投資計画を見直す。	□
		2.1.4.3	今後の流通投資計画を検証するに当たっては、基幹拡充(平成23～32年度総計4,838億円)のうち主要な投資である西上武幹線(総投資額915億円、既支出額498億円)、千葉方面送電網(総投資額591億円、既支出額なし)、共同溝関連(総投資額1,192億円、既支出額683億円)について具体的に内容を確認する必要がある。		
設備投資	修繕費	2.1.5	過去実績に比し今後の修繕費計画はやや高い水準にあるが、後述のとおり単価削減効果により引き続き減少傾向となるものとみられる。ただし、安定供給確保の観点から不可欠な修繕が計画から抜け落ちてはいないかについて、今後検証する必要がある。	報告書記載の通り、安定供給確保の観点から不可欠な修繕が抜け落ちていないか検証することを前提として、今後とも不要不急な修繕が行われないようにするとともに、後述する調達改革による単価の削減を行うこととする。	□

コスト削減	全体 ※東京電力の「当面の事業運営・合理化方針」に基づくコスト削減含む	2.2.2	コスト削減施策は、全てのコストが「数量」×「単価」の計算式で算出されることから、「数量」と「単価」のそれぞれにおいて削減施策を検討することが可能である。この点、上記で指摘した費用の繰延等による「数量」だけの調整では、修繕費のようにその削減自体が電力の安定供給の確保という視点から問題となるケースもあるため、「単価」削減によるコスト構造の改善策も併せて検討することが必要	報告書記載の通り、(東京電力の「当面の事業運営、合理化方針」において示されたコスト削減策も含め)全てのコストについて、「数量」と「単価」のそれぞれにおいて削減施策を検討し、今後10年間で、2兆5,455億円を超えるコスト削減を達成することとする。	□
コスト削減	資材・役務調達	2.3.2	・関係会社との取引における発注方法の工夫 ・外部取引先との取引構造・発注方法の見直し ・東電グループ内における仕様・設計手法の標準化	報告書記載の通り、資材・役務調達について、①関係会社との取引における発注方法の工夫、②外部取引先との取引構造・発注方法の見直し、③東電グループ内における仕様・設計手法の標準化等のコスト削減施策を実行することとする。加えて、設備投資計画の見直しを踏まえ、設備投資の最適化による減価償却費の抑制を行うこととする。	□
コスト削減	買電・燃料調達	2.3.2	・他社電源購入単価の見直し ・燃料費の中長期的視点による削減	報告書記載の通り、買電・燃料調達について、①他社電源購入単価の見直し(短期的な買電購入単価の見直し等(卸電力取引所の活用による供給原価の低減を含む))等に注力するとともに、②燃料費の中長期的視点による削減等のコスト削減施策を実行することとする。	□
		6.2.2	東電において卸電力取引所の取引を活用した効率的な経営がなされているかについては、取引コストや電力需給の状況等を勘案しつつ、支援機構において継続的に検証されるべきである。		
コスト削減	業界横断的な調達	2.2.3	東電単独では実行できない、業界横断的な他電力との仕様・設計の標準化などは、今後の継続検討課題となる。	報告書記載の通り、①各電力会社が独自に設定してきた機器の設計・仕様の統一等(スマートメーターの標準化等)、②各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社の、(管内に限らない)業界横断的な再編、③燃料の共同購入・融通の取組み等といった業界横断的なコストの具体的な削減策について、検討を進める。	ハ
		2.2.3	東電が取り組むべき課題としては、海外事業者との間で、互いの需要ピーク時期の違いを利用した共同購入・融通の取組み等があり、これについては今後も継続検討されるべきである。		
		2.3.5	東電単独による合理化に留まらず、他電力との協同による業界横断的な合理化も視野に入れ、主に下記のとおり中長期的な更なるコスト削減の実現に向けて今後継続検討する。 【他電力との協同による中長期的なコスト削減施策】 ・これまで各電力会社が独自に設定してきた主に機器の設計・仕様の統一 ・各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社を、管内に限らず業界横断的に再編		
コスト削減	その他経費	2.2.3	その他経費には多額少額な費目が多数計上されているが、そのうち電気料金の算定の基礎となる原価の範囲に含まれるか否か慎重な検討を要する可能性がある諸費、研究費、普及開発関係費、消耗品費、養成費等を中心に、これまでの費用計上額の実態を把握した上で、費目毎にコスト削減余地を個別検討した。また、関係団体へ拠出している研究費、寄付金等については、他電力と共同で拠出している状況等を鑑み、業界全体での協議を視野に入れた削減への取組みが今後の継続検討課題となる。	報告書記載の通り、関係団体に対して拠出している研究費、寄付金等も含め、全ての費目についてのコスト削減を実行する。	□
コスト削減	関係会社におけるコスト削減	2.3.6	関係会社においては、東電との取引減少に伴う売上及び変動費の減少を織り込んだ上で、外注化していた業務を内製化することによる委託費の削減、不要不急の投資の抑制、人件費の一律削減等の合理化を実施することにより、売上減少に応じた収支体質の強化を早急に図るべきである。	報告書記載の通り、関係会社においても、東電との取引減少に伴う売上減少に応じた収支体質の強化を早急に図るため、①外注化していた業務を内製化することによる委託費の削減、②不要不急の投資の抑制、③人件費の削減といったコスト削減策を実行することとする。	□

コスト削減	人件費 (人員数)	2.4.2.2	東電が前記の平成25年度期末までにおいて単体で実施を検討している約3,600人の人員削減は、規模として概ね妥当なものと評価することができる。なお、東電では、当該人員削減については、新規採用の停止及び定年退職等による自然減並びに希望退職の募集等の組み合わせによって実施する方向で検討しており、損害賠償債務履行のための対応業務のピーク時期を考慮すると、委員会としては、その人員削減手法及び時期については概ね妥当な範囲にあると考える。	報告書記載の通り、平成25年度期末までにG全体で約7,400人、東京電力単体で約3,600人の人員削減を実行することとする。	□
		2.4.2.3	今後、特別事業計画の策定に際して、支援機構が人員数の削減及び削減時期をより具体的に検討するに当たっては、長期的な観点から東電における年齢別の人員構成のあり方、労使間の長期的な関係、有用な人材の流出防止等にも配慮しつつ、東電との間で議論がなされることを期待するものである。	報告書記載の通り、具体的な人員数の削減時期等について、年齢別の人員構成のあり方、労使間の長期的な関係、有用な人材の流出防止といった長期的な観点を踏まえ、検討を進める。	ハ
コスト削減	人件費 (給与・賞与)	2.4.3.3	東電では、震災後において給与・賞与の削減を実施している。	報告書記載の通り、平成23年度6月以降実施している、社員の年収の一律減額措置(管理職は年収の25%の削減(基本年棒10%、業績年棒(賞与)62%の削減)、一般職は年収の20%の削減(月額給与5%、賞与50%以上の削減))について、当面の間は継続することとする。	イ
			震災後東電において実施している給与・賞与の削減の継続をいつまで実施するかについては、支援機構と東電との間において、現在東電が検討している新人事制度と併わせ、特別負担金の支払状況等を考慮した議論が期待される。		
			東電は、今後の給与について、全体として一律5%削減後の水準を維持しつつ、2年後を目途に従業員のモチベーションを維持しうるメリハリをつけた人事制度に移行する方向で検討している。同制度の導入については、現時点ではその詳細が不明なため評価をすることは困難であるが、委員会としては、詳細設計等が明らかになり次第、支援機構においてその妥当性が検証されるべきと考える。	報告書記載の通り、今後の管理職の基本年棒及び一般職の月額給与については、全体として現在の削減後の水準を維持しつつ、2年後を目途に従業員のモチベーションを維持しうるメリハリをつけた新人事・処遇制度に移行することとする。	ハ
			東電は、賞与について、現在の削減割合(一般職の場合50%削減)の水準が当面維持されるものと想定しているが、今後は、給与のみ震災前比5%削減が継続し、賞与については完全に復元がなされた場合の水準が表中②であり、大企業平均及び全産業平均と比べて高水準であること、一方で東電においても一定の範囲で人材の活性化等を図ることが必要となること等の観点があることから、これらを各々踏まえて、支援機構と東電の間で、東電による特別負担金の支払状況等を考慮の上、賞与の支給水準の復元の時期及び範囲についての議論がなされることを期待するものである。	報告書記載の通り、震災後継続している賞与削減の復元の時期及び範囲(水準)について、上記新人事・処遇制度と併せ、特別負担金の支払状況等を考慮した検討を進める。	
			時間外労働に係る賃金の割増率については、現状平日30%増等であるところ、これを法定の平日25%増等にまで引き下げることが望ましく、東電においてもその方向で検討予定とのことである。	報告書記載の通り、時間外労働に係る賃金の割増率について、法定の平日25%増等にまで引き下げることとする。	イ

コスト削減	人件費 (年金給付)	2.4.4.6	東電は、DBにつき、現役の従業員のみならず、受給権者についても再評価率の下限を引下げる方向で検討しており、また終身年金の減額についても検討中である。 具体的な手続については、上記のとおり労働組合等との交渉が必要となるが、OBの年金給付を減額の対象とすると、OBの3分の2以上の個別の同意が必要となる。 今後、東電は、特別事業計画の策定に当たって、広く国民の理解を得ることができるよう、国民負担の最小化及び合理化策全体の中での退職給付の位置づけ等を踏まえ、制度変更の具体案について真摯に検討すべきである。	報告書記載の通り、確定給付企業年金については、現役の従業員のみならず、受給権者(OB)についても再評価率の下限を引下げ(現役1.5%、受給権者2.25%以下)、また終身年金についても減額すること(30%の削減)に向けて取り組み、平成24年度中の新制度実施を目指す。	□
コスト削減	人件費 (福利厚生)	2.4.5.2	東電からは、①健康保険の負担率の他企業並み負担割合への引き下げ、②各種財形貯蓄については、財形年金貯蓄の廃止(保証利率廃止)、リフレッシュ財形の廃止(なお、住宅財形は存続)、③持ち株奨励金の引下げ、④カフェテリアプランの内容の縮小といった、概ね妥当と考えられる回答を得ている。	報告書記載の通り、福利厚生については、①健康保険の会社負担率の引き下げ、②財形年金貯蓄の廃止(保証利率廃止)、リフレッシュ財形の廃止、③従業員持株制度における持ち株奨励金の引下げ、④カフェテリアプランの内容の縮小といったコスト削減策を行うこととする。	イ
資産売却	不動産	2.5	不動産については、東電単体として当初時価ベースで約1,000億円の売却計画であったが、関係会社保有不動産を含め、電力事業遂行上の制約・売却可能性や不動産の特性を踏まえて仕分けを行いつつ、東電と精査を行った結果、委員会としては、時価ベースで2,472億円の売却を実施し、売却についての制約により売却対象にできない不動産については、賃貸も含めた有効活用を行う方針となった。今後、売却対象不動産については、当該売却想定額を踏まえつつ、個々の売却において経済合理性に従った売却が確実に実行できるかどうか、売却対象でない不動産については、有効活用・処分がきちんとした形でなされていくかどうかを、支援機構においてモニタリングする必要がある。	報告書記載の通り、売却対象の不動産については、経済合理性に従った売却が確実に実行できるかどうか、売却対象でない不動産については、有効活用・処分がきちんとした形でなされていくかどうかを、機構においてモニタリングすることとし、再開発物件など手続きに時間を要する物件を除き、原則として3年以内で、約2,472億円相当の不動産の売却を実施することとする。	イ
		2.5.1	物件の処分時期については、キャッシュフロー上の要請に加えて、売り急ぎによる価値低減の回避等も考慮し、再開発物件など手続きに時間を要する物件を除き、原則として3年以内で売却を完了するよう進めることが適当と思料される。		
		2.5.1	東電との協議を踏まえた結果、委員会は、本社機能を有する3件の不動産の処分方針につき、以下のとおり判断した。 ① 東新ビルは、売却予定。 ② 新幸橋ビルは、売却は困難であるものの、地上部に電力の安定供給上重要な設備等がないため、地上部を可能な限り外部に賃貸することとし、具体的な方策については今後検討。 ③ 本店本館は、建物に無線通信鉄塔の他、電力の安定供給上重要な施設・設備等があり、セキュリティ上のリスクや、仮に第三者へ賃貸した場合における失火等運用保守上のリスクがあるため、本社としての自社利用を継続する予定。		

資産売却	有価証券	2.5	有価証券については、その大半を売却するため売却額は3,301億円に達する予定となっているが、現時点で未売却の有価証券も少なくないため、今後、支援機構において、東電が着実に売却計画を達成できるか見守る必要がある。	報告書記載の通り、有価証券について、着実に売却計画を達成できるかどうか、機構においてモニタリングすることとし、原則3年以内で、約3,301億円相当の有価証券の売却を実施することとする。東京電力の子会社が保有する有価証券についても同様の扱いとすることとする。	イ
		2.5.2	<p>東電では、東電合理化計画において、東電グループの事業につき、電気事業に必要不可欠な資産構成・組織体制に絞ることを基本的理念に掲げ、抜本的な経営の効率化・合理化に取り組んでいくこととした。具体的に言うと、有価証券については、電気事業の遂行に必要不可欠なものを除き原則売却することとしており、上場株式については原則年内を目途に売却し、非上場株式についても売却効果の高い銘柄を中心に年内に処分を行い、それ以外についても、個別事業を勘案の上、可能な範囲で早期の売却を目指すこととしている。そして、東電の子会社についても東電と同様の扱いとするよう徹底する方針である。</p> <p>これらの取組により、東電は、当初、今後3年間で2,700億円以上の有価証券を売却することとしていたが、委員会の調査を踏まえて東電が精査した結果、今後3年間で売却予定となりうる有価証券の額は315件、3,301億円となることが判明した。</p>		
資産売却	子会社・関連会社	2.5	事業・関係会社については、当初2,300億円程度の売却計画であったが、当該金額の算出根拠が不明確であったことから、TF事務局にて、ゼロベースで事業・関係会社の売却範囲の見直しと価値評価を検討した結果、1,301億円の売却を見込むことができた。それに加えて、支援機構において、特定の事業・関係会社の売却比率・売却時期等についての共同出資者等との協議を踏まえ、東電は、支援機構とも協議しつつ売却の可否及び売却条件を調整する予定である。	報告書記載の通り、子会社・関連会社について、①売却と区分されたものについては原則3年以内に売却を実施し、②売却することとされていないものについては原則年内に事業の継続・非継続の方針を決定することとする。	イ① ハ②
		2.6.1.2	今回の調査では、時間的な制約がある中で原則として上記方針により事業の継続・非継続を分類したが、当該分類をそのまま前提として特別事業計画を策定して良いかどうか、そして、共同出資者等との協議や事業の特殊性等の理由により分類に際して関係会社ごとの個別事情を特に考慮すべき場合があるかどうか等については、支援機構において、引き続き検討する必要がある。		
		2.6.1.3	<p>中長期的な視点による検討が求められる8社については、特別事業計画策定後に共同出資者等との協議や事業の将来性の再検討を踏まえて最終的に分類を決定する必要があるため、当該事業の分類の決定については、支援機構にて実施されるべきである。</p> <p>売却時期関係会社を売却するに当たり、売却先や共同出資者等との協議等に時間を要する物件も含め、原則として3年以内に売却することとするが、特段の事情により一定期間有益な役割を担っているなど個別に配慮を要する場合は、売却時期を適切に判断する。</p>		

資産売却	附帯事業	2.6.2.2	<p>附帯事業の今後の方針について、事業ごとに検討した結果は下表のとおりである。各事業の概況を類似ごとに整理すると、</p> <p>① 既存の電気事業設備を利用し、実質的に電気事業と一体の事業 ⇒ 継続</p> <p>② 電気事業との関係性を鑑み、事業規模を縮小する余地はあるものの、外部関係者との関係等から一部継続する必要がある事業 ⇒ 事業規模を縮小して継続</p> <p>③ 電気事業との関係性及び自社での継続の必然性がない事業 ⇒ 非継続</p> <p>の3種類に分類される。</p>	<p>報告書記載の通り、東京電力の附帯事業について、①ガス供給事業、熱(蒸気)供給事業については継続、②不動産賃貸事業、エネルギー設備サービス事業及びコンサルティング事業については事業規模を縮小して継続、③ホームネットワーク事業、給電スタンド事業については非継続とすることとし、非継続とされたものについては処分方針を決定する。</p>	□
ステーク・ホルダーに対する協力要請	対金融機関	5.1.1	<p>東電では、4.2.3に記載のとおり、金融機関に対して、緊急融資を除く3月31日以前に発生した借入金債務を対象に、10年間という長期に亘る残高維持等を要請する予定とのことである。</p> <p>当該要請が金融機関に対する協力要請として十分な要請であるか否かについては、特別事業計画の策定の過程において、今後、支援機構において検討されるべきである。また、その際、上記実態連結純資産の試算は、支援機構が資金交付により損害賠償債務の支払原資を供給することが前提になっているため、このような前提を置いて実態連結純資産の試算を行うべきかどうかについては議論がありうところであり、その結論を踏まえた検討も必要である。</p>	<p>東電は、9月末時点において、66行の取引金融機関から、長期借入金3兆4,119億円及び短期借入金4,040億円の合計3兆8,159億円を借り入れている。現在、短期借入金については、取引金融機関に対する協力要請の結果、弁済期に借換えが行われているが、長期借入金については約定どおり弁済されている。なお、上記借入金のうち1兆9,650億円は、東電が震災後に主要な取引金融機関から実行を受けた緊急融資である(以下「緊急融資」という。)</p> <p>委員会報告に記載のとおり、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため、東電のステークホルダーである取引金融機関に対し、東電の借入金について、借換え等による長期に亘る与信の維持及び平成23年3月の借入残高の復元を要請するとともに、東電の資金計画に対する協力としての主要な取引金融機関による追加与信等を要請していくことが、東電の基本的な考え方である。</p> <p>東電は、このような考え方の下、本計画においては、まず、「総合特別事業計画」の認定時までの間、取引金融機関に対し、以下の協力要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての取引金融機関に対し、東電の借入金について、随時借換え等のための融資等を実行することにより、主務大臣による本計画認定時の東電に対する与信を保つことを要請する。すなわち、短期借入金については、その元本相当額について、借換え等を行うことを要請する。また、長期借入金のうち、「総合特別事業計画」の認定時までに弁済期が到来するものについては、その元本相当額について、各弁済期において、借換え等を行うことを要請する。 東電による被害者に対する迅速かつ適切な賠償の実施等に万全を期すため、株式会社日本政策投資銀行に対し、被害者に対する賠償金支払い等を資金使途として、3,000億円の短期の融資枠(コミットメントライン等)を可及的速やかに設定するように要請する。 東電の主要な取引金融機関に対し、緊急融資にかかる資金使途の追加を要請する。 	イ
ステーク・ホルダーに対する協力要請	対株主	5.1.2	<p>株主に対する協力要請としては、第一に、株主に対し、無配を継続する(無配を継続する期間については、支援機構と協議の上決定されるべきである。)旨の協力要請が考えられる。この点、東電の平成22年度期末配当は無配であり、平成23年度の配当(中間・期末)についても無配の予想となっている。</p> <p>第二に、前述した支援機構における株式の引受の可否の検討の結果、支援機構が東電に対し資本注入をすることが必要となる場合には、株主総会決議において、支援機構による資本注入・既存株式の希釈化を内容とする議案に賛成してもらうことが協力要請の内容になると考えられる。</p>	<p>報告書記載の通り、株主に対する協力要請として、当面無配を継続する。</p>	イ

経営責任	経営責任の取り方	5.2	<p>東電の経営者の法的責任の有無については、事故調査・検証委員会の検証結果や本事故後の対応等を総合的に考慮の上、今後判断されるべき事項と思われる。しかしながら、それ以前の段階において、東電が支援機構から多額の公的資金の注入を受け、また関係者にも各種協力要請を行っていく以上、法的責任の成立如何にかかわらず、東電の経営者は、道義的観点から一定の経営責任を果たすべきであり、そのことを特別事業計画の中で明らかにすべきである。</p> <p>東電においても、役員の前任又は退任、役員報酬の削減、退職慰労金の放棄等の形で経営責任が果たされることが望ましいと考えられ、この内容の妥当性・相当性については、支援機構にて判断されるべき事項である。</p> <p>なお、東電においては、経営責任を明確化する観点から、本年6月に当時の社長及び原子力担当副社長が退任するとともに、役員報酬について、代表取締役は4月支給分について50%、5月支給分以降については100%、常務取締役は4月支給分については50%、5月支給分以降については60%、執行役員は4月支給分から40%の返上・減額措置を行っているが、今後の状況に応じたさらなる経営責任のとり方について、東電は支援機構と真摯に検討すべきである。</p>	<p>現行の役員報酬の減額措置を継続するとともに、「総合特別事業計画」において、役員の前任や退職慰労金の放棄をはじめとする、さらなる経営責任の明確化のための方策について結論を得る。</p>	—
------	----------	-----	---	--	---

第三者委員会の報告書において記されなかった以下の事項についても、機構及び東京電力の責任の下、検討を進める。

項目		報告書		対処方針	分類
項目名	内容	記載箇所	記載内容		
資産売却	電気事業資産	報告書未載	—	安定供給面や経済合理性を勘案しつつ、電気事業資産(発電設備)の売却等について、検討を進める。	ハ
戦略的事業展開	今後の事業展開	報告書未載	—	戦略的事業展開(資源権益確保、スマートメーター等)を図るため、外部からも新たなビジネスプラン提案を募り、優れた提案を実行する等の具体的施策について検討を進める。	ハ